

投資顧問契約書

この書面は、金融商品取引法第37条の4の規定に基づき、契約締結時にお客様に交付しなければならない「契約締結時の書面」と投資顧問契約書を兼用しています。

商号又は氏名

様

商号: クロスリテイリング株式会社
登録番号: 関東財務局長(金商)第2267号
住所: 東京都千代田区岩本町1-3-1
TEL : 03-4530-3919

—契約にあたってのご注意—

1. 禁止行為

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

- ① 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
 - 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - 次に記載する取引の委託、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
 - 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理
- ② 当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること
- ③ 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者への金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

2. 顧客の債権の優先弁済権

当社と投資顧問契約を締結しているお客様は、その投資顧問契約により生じた債権に関し、当社が金融商品取引法に基づき差し入れている営業保証金について、他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

3. クーリング・オフの適用

(1) この契約では、クーリング・オフが適用され、その取扱いは以下のとおりです。

- ① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。
- ③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：投資顧問契約締結のために通常要する費用（封筒代、通信費代等）相当額を頂きます。すでに入会金等をお支払頂いている場合には、入会金等の顧問料全額を返還します。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は致しません。
 - ・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：日割り計算した報酬額（契約期間に対応する報酬額÷契約期間の日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる分のみ）を受領できるものとします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返し致します。又、契約解除に伴う損害賠償、違約金はいたしません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

- ① クーリング・オフ期間経過後は、契約を解除しようとする日の1ヶ月前までの書面による意思表示で契約を解除できます。なお、顧客が当該契約期間中に解除した場合、当社がすでに受領している報酬額については返還しないものとします。

様(以下「甲」という。)と、クロスリテイリング株式会社(以下「乙」という。)とは、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約(以下「本契約」という。)を締結した。

(投資顧問契約の締結)

第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実な投資助言サービスを行うことを承諾した。

(助言の内容及び方法)

第2条 乙は国内外の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断

- ③ 助言の内容及び方法並びにその回数、報酬体系等、報酬の支払時期については、原則として本契約第 2 条第 1 項及び本条の記載のとおりとしますが、運用方針、運用対象・助言方法等、特段の事情がある場合には、甲乙協議により異なる方法を取ることができるものとする。

(運用の責任等)

第 6 条 投資資産の運用は、甲の意思に基づき、甲により行われるものであり、乙の助言又は勧告は甲を拘束するものではない。

- 2 乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、又は甲に対する特別の利益の提供は行わないものとする。

(契約期間)

第 7 条 本契約に基づく契約期間は、次のとおりとする。尚、期間満了日の 1 ヶ月前までに甲乙両者のうちのどちらからも書面による契約終了の申し出がない限り、本契約は 1 年間自動的に延長されるものとし、その後もまた同様とする。

年 月 日 (契約成立日) ~ 年 月 日

(通信障害による免責事項)

第 8 条 乙以外を起因とする通信障害の発生により、乙から甲への情報提供が一時的に不可能若しくは情報提供の遅延が起きた場合には、乙は甲に対して一切の責任を負わない。

(契約書の事項の変更)

第 9 条 本契約書に記載した事項を変更する必要がある時は、甲乙協議のうえ投資顧問契約の変更契約書を作成、締結するものとする。

(契約外事項の協議)

第 10 条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(管轄裁判所)

第 11 条 本契約に関するトラブルが発生した場合、乙の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、この証書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 年 月 日

(甲)

印

(乙) クロスリテイリング株式会社
東京都千代田区岩本町 1-3-1
投資顧問業者 登録番号 関東財務局長 第2267号
代表取締役 山口 孝志

